

本宮市イメージキャラクター着ぐるみ等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本宮市イメージキャラクター「まゆみちゃん」の着ぐるみ及び立体パネル（以下「着ぐるみ等」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる事業)

第2条 市長は、着ぐるみ等の使用を希望する者が、着ぐるみ等を市の共催、後援等を受けた事業で使用する場合は、市のイメージの向上につながると認める場合に限り、着ぐるみ等を貸し出し使用することができるものとする。

2 前項の場合において、着ぐるみ等の使用は、市の業務に支障を及ぼさない範囲に限るものとする。

(使用の申請)

第3条 着ぐるみ等の使用を希望する者は、あらかじめ、着ぐるみ等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用を希望する日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、当該申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ等の使用を承認するものとする。

(1) 第2条に規定する使用の主旨に反するとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(4) 着ぐるみ等の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) その他その使用が著しく不適當であると市長が認めるとき。

2 前項の規定による承認は、着ぐるみ等使用承認書（様式第2号）により、不承認は、着ぐるみ等使用不承認書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみ等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定による使用の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ等使用状況報告書(様式第4号)を提出すること。
- (4) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第7条 使用の承認を受けた者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に反したときは、市長は、使用の承認を取り消すとともに、以後の使用を承認しないものとする。

2 前項の場合において、使用の承認を取り消された者は、直ちに着ぐるみ等を市に返還しなければならない。

3 第1項の規定により使用の承認が取り消された者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復)

第8条 使用者の重大な過失により着ぐるみ等を汚損又はき損した場合は、使用を受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみ等の補修又はクリーニングが必要と認めたときは、使用の承認を受けた者は、これに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 着ぐるみ等の使用の承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

(市の免責)

第10条 着ぐるみ等の使用に起因する事故等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害に対し、市長は、その責めを負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみ等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月18日から施行する。